

旭川市行政不服審査会の会議非公開等に関する取扱い

1 会議の公開

会議については、本審査会で審議する内容が個人の審査請求に係る案件が多くを占め、旭川市市民参加推進条例第13条第1項ただし書（旭川市情報公開条例第7条第4号及び第8条該当）及び附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準第3条を適用し、非公開とする。

なお、本日の議題(1)については、この要件に該当しないため、公開することとする。

2 会議開催の事前公表

当該会議を開催する日の2週間前（やむを得ない場合は、その期間を短縮することがある。）までに、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーに掲示する。

3 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名を記載しない。

○旭川市市民参加推進条例

第13条第1項 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

○旭川市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(5) (略)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1)～(3) (略)

○附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準

第2条 附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項か第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

第3条 第2条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん、調停に関する会議は、非公開とする。ただし、次に掲げる口頭審理等（審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。）については、これを公開することができる

- (1) 不服申立てや苦情に関する口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせんや調停に関する口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。